

絶対に知るべきマイナンバー制度の 経営リスクと対策セミナー

Check このようなことはありませんか？

- そもそもマイナンバー制度についてよくわからない
- 同制度に対してどのような準備をしたらいいのかわからない
- 従業員へどのように説明したらいいのかわからない
- 特定個人情報の漏えい対策は不十分だと思う
- パソコンのセキュリティ対策は不十分だと思う

上記にひとつでも☑が入ったら下記の対象となる可能性があります



特定個人情報保護法！強化された罰則規定

行為	行為に対する法定刑
個人番号関係事務又は個人番号利用事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役若しくは 200万円以下の罰金 又は併科（第67条）
上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役若しくは 150万円以下の罰金 又は併科（第68条）
人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役若しくは 150万以下の罰金

出典：マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料20ページより http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseibo/pdf/h2702_gaiyou_siryau.pdf

個人番号の漏えい事故は、非常に厳しい懲役刑、若しくは罰金が科せられる可能性があります。

あなたの企業で取り組むべきマイナンバー対応は裏面へ